地方創生コンシェルジュ制度

地方公共団体が、地方版総合戦略の策定を含め地域の地方創生の取り組みを行うにあたり、国が相談窓口を設け積極的に支援するための体制として、国の職員等による「地方創生コンシェルジュ」の仕組みを構築する。 厚生労働省では、51名のコンシェルジュを選任。

	地方公共団体	地方創生コンシェルジュ
対象	支援を要望する市町村等を公募	① 関係府省庁において意欲のある人に手を挙げてもらい、その応募を受けて各府省庁が選任 (原則補佐以上、出先機関等の職員を含む)。② 当該地域の出身者や出向経験者など地域への愛着や関心がある者とする。
位置づけ	① 担当コンシェルジュは、各府省庁の窓口として、相談を受けるものとする。② 各府省庁において、業務命令を行うことにより、職務としての位置づけを明確にする。	
規模	① 各府省庁の地方創生への関連の度合いに応じ、必要人数を確保。	
役割	① 地方公共団体が、地方版総合戦略の策定を含め地域の地方創生の取り組みを行うにあたり、国が積極的に相談・支援を行う	
相談の手順	 ① 地方公共団体ごとの担当コンシェルジュの名簿に従い、全体についての相談を行う場合や、相談内容に応じた具体の担当府省庁がわからない場合は、内閣府地方創生推進室の地方創生コンシェルジュが全体の窓口となり対応。必要に応じて、関係府省庁の担当を紹介。 ② 具体の担当府省庁が明確な場合は、当該府省庁の地方創生コンシェルジュが対応。 ③ より専門的な知見が必要な場合は、各々の担当部局が協力対応。 ※地方公共団体は、必要に応じ、国等の専門家派遣制度(実務者、大学教員、コンサルタントなど)を活用(関係府省庁の協力を得て、地域活性化統合事務局が一元的な情報提供の仕組みを整備)。 	
推進体制	①各府省庁の協力を得て、とりまとめの実務及び全体の窓口は、内閣府地方創生推進室が行う。 ※必要に応じ、当該担当を支援できるよう、各府省庁において、体制整備を行う(出先機関等の活用を含む)。	